



2024年5月22日

各位

会社名 ステラファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 上原 幸樹
(コード番号: 4888 東証グロース)
問合せ先 執行役員総務部長 小川 礼隆
(TEL 06-4707-1516)

事後交付型業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2024年6月25日開催予定の当社第17期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、本株主総会において本議案のご承認が得られた場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、同様の制度を導入する予定です。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬等と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化し、当社の対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、事後交付型業績連動型譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社取締役会において定める一定期間を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象取締役に對し、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標の達成度合いに応じて算定される数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）の交付のために金銭報酬債権を報酬等として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2018年6月28日開催の当社第11期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分を含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を以下のとおり導入し、対象取締役に對し、業績連動型譲渡制限付株式の交付を受ける制度です。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に對して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の総額を年100百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對し、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標の達成度合いに応じて算定される数の業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を上記の年額の範囲内で支給し、各対象取締役に對し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で交付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の交付を受ける制度です。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に對して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権

を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定しておりません。当社が本制度に基づき対象取締役に交付する業績連動型譲渡制限付株式の総数は年 100 千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。）、支給する金銭報酬債権の総額は年 100 百万円以内といたします。また、本制度に基づき交付する業績連動型譲渡制限付株式及び支給する金銭報酬債権の具体的な分配は、役位、職務等に応じ、本議案でご承認いただく総数及び総額の範囲内において、取締役会で決定することといたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記【業績連動型譲渡制限付株式割当契約の概要】に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を当社との間で締結していることを条件として支給するものとします。

（ご参考）当初の対象期間及び業績等の数値目標

対象期間	2024年6月25日から2027年5月31日までの約3年間
業績等の数値目標	当社普通株式の成長率 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもって判断し、対象期間中のいずれかの日において対象期間の期首の株価*から成長率 300%以上を達成すれば当該数値目標を達成したものとします。

※対象期間の期首（同日に東京証券取引所で取引が成立していない場合はその直近取引日）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

【業績連動型譲渡制限付株式割当契約の概要】

①譲渡制限の内容

対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

②業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中に、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

3. 本制度における報酬等の内容

（1）交付株式数及び金銭報酬債権の額の算定方法

交付株式数の算定に際し使用する業績等の数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必

要となる指標は当社取締役会において決定いたします。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定いたします（ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記1.の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものいたします。

①交付株式数の算定方法

対象取締役の役位別基準株式数^{※1} × 支給割合^{※2}

②各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額

交付株式数 × 1株当たりの業績連動型譲渡制限付株式の価格^{※3}

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定いたします。

※2 各対象期間の各数値目標等の達成率に応じ、0～100%の範囲で当社取締役会において決定いたします。

当初の対象期間における業績等の数値目標及び支給割合は以下の内容とする予定であります。

当社普通株式の成長率	支給割合
目標値（300%）未満の場合	0%
目標値（300%）以上の場合	100%

※3 発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

(2) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものいたします。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われるものいたします。

- ①対象期間終了後かつ業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、対象取締役が継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったこと
- ②当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、対象期間の終了後、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合（死亡により退任又は退職した場合を含む。）には、年100千株及び年100百万円の範囲内で、当社取締役会が合理的に定める時期に、合理的に調整を行った数の当社普通株式の交付及び当該交付のための金銭報酬債権の支給を行うことができるものいたします。

また、対象期間の終了後、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、年100百万円の範囲内で、当社取締役会において合理的に定める時期において、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものいたします。

以上